

期 日 令和元年 12 月 25 日
場 所 増毛町役場 3 階委員会議室

令和元年 第 9 回

増毛町農業委員会議事録

増 毛 町 農 業 委 員 会

令和元年第9回農業委員会総会議事録

令和元年12月25日第9回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に召集した

	開会 午後 3時10分
1	付議事項 開会及び会議宣言 日程1、議事録署名委員の指名について 日程2、会議書記の指名について 日程3、議案第30号 国有地払下げに係る意見価格等について 日程4、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程5、その他
2	委員定数11名 出席委員 7名 2番 森木信廣、 3番 仙北 要、 5番 大沼清人、 8番 大嶋紀之、 9番 佐藤健一、 10番 松倉利幸、 11番 仙北清孝 欠席委員 4名 1番 木谷辰彦、 4番 前田裕蔵、 6番 大嶋利幸、 7番 前野憲和
3	議事録署名委員 5番 大沼清人、 8番 大嶋紀之
4	説明のために会議に出席したるもの 局長 宮崎 勉、次長 菅原京富美、係 田中一志
5	本会の書記次のとおり 係 田中一志
局長	それでは、ただいまから令和元年第9回増毛町農業委員会総会を開催します。開催にあたり会長より挨拶をいただきます。
会長	足下の悪い中お集まりいただきありがとうございます。今日は欠席者が多少いますけれどもよろしく願いいたします。雪が溶けてきたなと思ったら、やっぱり雪が降りまして12月だったなと思います。令和元年もあと数日で終わろうとしています。今年を振り返りますと米や果樹については、心配されていた災害のようなことはなく、たくさん収穫できたわけではありませんがまずまずの年だったと思います。来年はどうなるかわかりませんが、今年の出来栄えに感謝しつつ営農していけば何かいいことがあると思います。今年最後の総会になりますのでよろしくお願いいたします。

局長	ありがとうございました。本日の出席委員は11名中7名であります。1番木谷委員、4番前田委員、6番大嶋利幸委員、7番前野委員から欠席する旨通知がありました。農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しております。 それでは、増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規程により、以降の議事進行は会長にお願いいたします。
議長	日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は5番大沼委員、8番大嶋紀之委員にお願いいたします。 日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、田中一志君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として、事務局長以下の関係職員を任命いたします 日程3、議案第30号、「国有地払下げに係る意見価格等について」事務局に説明を求めます。
田中	議案第30号「国有地払下げに係る意見価格等について」 国有地払下げに係る意見価格及び農地の標準賃貸料について、別紙のとおり旭川財務事務所長から意見を求められたので、回答するものとする。令和元年12月25日提出 増毛町農業委員会 会長。 本件は、全員協議会で協議した内容になります。 意見価格 円 円 修正率 2筆とも パーセント 以上です。
議長	議案第30号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、議案第30号に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	挙手多数、よって議案第30号は原案のとおり決定いたしました。 日程4、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。
田中	議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」 このことについて、次のとおり許可申請があったが、許可相当と認めるものとする。また、農業会議に諮問した後、許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うものとする。令和元年12月25日提出 増毛町農業

	委員会 会長。 所在地番 増毛町 地 目 公簿が、現況が 転用面積 m² 当 事 者 転用理由 備 考 工期 次のページに審査表をつけていますのでご覧ください。 1 申請に係る事項等については、ただいま申し上げた通りです。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況 農地区分 第2種農地 農地区分の該当事項 農地法第4条第6項第2号 農地区分については、最後の方につけていますチェックリストを参考に判断しています。第2種農地とは、農用地区域外の農地で代替地がないものに限って転用が許可される農地となっています。 検討事項 1 この農地以外ではだめなのかということですが、現倉庫・資材置き場の隣接地であり外に適当な土地はないと考えます。 2 資金及び信用は、自己資金により可能であると考えます。 3 転用行為の妨げになる権利を有する者の同意状況は、自己所有地であり登記の全部事項証明書によると、抵当権等を有する者はいませんでした。 4 申請に係る用途に遅延なく供することの確実性は、資金計画等から確実と考えます。 5 行政庁の免許、許可、認可等の見込みですが、都市計画区域の用途地域内ではない為、特に問題はありません。 6 から11については、問題はないと考えます。 次のページをご覧ください。 土地改良関係は問題ありません。 都市計画との関係は、都市計画区域内、農業振興地域内、農用地区域外となっています。 以上のことから許可相当と考えますが、その場合に付すべき条件として、申請書に記載された事業計画に従って事業のように供すること。事業が完了したときは直ちにその旨の報告をすること。 次のページから許可申請書、許可指令奥書案、位置図、残高証明書等の写しをつけています。 また、可決された後に農業会議へ諮問を行い、許可相当の答申をいただければ会長の専決で許可いたします。以上です。
議長	議案第31号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声

議長	それでは、議案第 3 1 号に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	挙手多数、よって議案第 3 1 号は原案のとおり決定いたしました。 日程 5、その他について事務局から何かありますか。 そのほかに、みなさんからなにかありますか。 本日の案件はすべて終了しました。これで第 9 回農業委員会総会を終了します。 閉会時刻 午後 3 時 3 0 分 以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。 令和元年 1 2 月 2 6 日 農業委員会会長 仙 北 清 孝 議事録署名委員 大 沼 清 人 議事録署名委員 大 嶋 紀 之